

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和2年度）

住 所 横浜市港北区新横浜3-18-16
 新横浜交通ビル7F
 事業者名 横浜交通開発株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）
 代表取締役 松村 岳利

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ワンステップ車両	現在、当社の自社車両14両のうち2両がワンステップ車両（ノンステップ車両割合85.7%）であることから令和8年度の車両更新に伴い2両のワンステップ車両をノンステップ車両へ移行することでノンステップ車両の割合を100%にする	1両車両更新はしたが、ワンステップ車両は対象ではなかった為、ノンステップ車両割合は85.7%で変わらず

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	令和2年度の計画書にないため回答なし	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員による乗降サポート	一人での乗降が難しい特に車いすのお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートしている	積極的なサポートに努めた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
交通安全啓発イベントの実施	地域の区民祭に参加をして、安心してバスをご利用いただけるよう、イベント通して啓発活動を行っている。 地域ケアプラザ等に出向き、バスの乗り方や、バスに親しんでいただく交通安全教室を実施している。 健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、小学校での交通安全等で車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行っている。	新型コロナの影響で区民祭りが中止になったが、小学校での乗り方教室や、養護学校の学生に乗り方教室を実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	<p>主に新規採用乗務員を対象に、車椅子の乗降、固定の一連作業をスムーズに行えるように教育している。</p> <p>高齢者の方への理解を深めて適切なサポートができるよう、高齢者体験キットを乗務員が身につけ、バスの乗降体験を実施している。</p> <p>接遇に特化した社員が添乗して、接遇及び運転について指導やアドバイスを実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全新採用乗務員に車いすの固定方法等を研修で指導した。 ・ 添乗結果に基づいて責任職が接遇及び運転について指導やアドバイスを実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	令和2年度の計画書にないため回答なし	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

該当無し

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	14	14	12	2										
年度内に供用を開始した車両数	1	1	±											
年度内に供用を廃止した車両数	1	1	±											
年度末車両数	14	14	±2	±2										

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。